

～ 外国送金をされるお客さまへ ～

外国送金取引における送金目的等のご申告について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止への国際的な取組みの一環として、昨今、多くの海外銀行が、外国送金を行う際の送金目的等の通知を必須としています。

つきましては、海外へ発信する支払指図上に送金目的を表示し、確実に伝達する必要があるため、「送金目的」等の依頼書へのご記入を英語のみに限定させていただきます。

《 「送金目的」 および 「原産地」「船積(荷揚)地」 の当行へのご申告 》

(現状)

2019年9月2日(月)より

英語または日本語



英語のみ

各国における規制によっては、送金理由の誤り等により資金が返却される可能性もありますので、送金目的等は英語にて正確にご記入ください。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。



十六銀行